

1-1. 「厚生労働大臣が定める揭示事項等」が定める揭示事項

(1) 入院基本料に関する事項

当院は、各病棟に厚生労働大臣が定める基準に基づく看護要員を配置しています。
詳細につきましては、各病棟に掲示してあります。

- ・急性期一般入院料1を算定する病棟
入院患者7人に対して1人以上の看護師
入院患者25人に対して1人以上の看護補助者
- ・地域包括ケア病棟入院料2を算定する病棟
入院患者13人に対して1人以上の看護師
入院患者25人に対して1人以上の看護補助者

(2) DPC 対象病院であること

当院は、入院医療費の算定にあたり包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する DPC 対象病院です。DPC における医療機関係数は 1.5018 (基礎係数:1.0451+機能評価係数Ⅰ:0.3407+機能評価係数Ⅱ:0.0858+救急補正係数 0.0302) と定められています。

(3) 地方厚生局長への届出事項

①入院時食事療養費 (I)

当院は、入院時食事療養費 (I) の基準を満たしており、管理栄養士によって管理された食事を適時 (夕食については 18 時)、適温で提供しています。

②基本診療料の施設基準に係る届出

医療 DX 推進体制整備加算 5、一般病棟入院基本料、救急医療管理加算、超急性期脳卒中加算、診療録管理体制加算 3、医師事務作業補助体制加算 1 (15 対 1)、急性期看護補助体制加算 1 (夜間看護体制加算、看護補助体制充実加算 2、25 対 1 (看護補助者 5 割以上)、夜間 100 対 1)、看護職員夜間配置加算 1 (12 対 1)、重症者等療養環境特別加算 (個室:5)、栄養サポートチーム加算、医療安全対策加算 1 (医療安全地域連携加算 1)、感染対策向上加算 1 (指導強化加算)、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛管理チーム加算、後発医薬品使用体制加算 1、病棟薬剤業務実施加算 1、データ提出加算 2、入退院支援加算 1 (入院時支援加算)、認知症ケア加算 1、せん妄ハイリスク患者ケア加算、地域医療体制確保加算、協力対象施設入所者入院加算、地域包括ケア病棟入院料 2 (看護職員夜間配置加算、看護補助者配置加算、看護補助体制充実加算 3)

③特掲診療料の施設基準に係る届出

外来栄養食事指導料の注 2 に規定する施設基準、心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算、糖尿病合併症管理料、がん性疼痛緩和指導管理料、がん患者指導管理料イ、がん患者指導管理料ロ、がん患者指導管理料ハ、糖尿病透析予防指導管理料、二次性骨折予防継続管理料 1、二次性骨折予防継続管理料 2、二次性骨折予防継続管理料 3、院内トリアージ実施料、夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に規定する救急搬送看護体制加算 1、外来腫瘍化学療法診療料 1、外来腫瘍化学療法診療料 1 の注 8 に規定する連携充実加算、ニコチン依存症管理料、開放型病院共同指導

料（10床）、がん治療連携指導料、薬剤管理指導料（医薬品安全性情報等管理体制加算）、医療機器安全管理料1、在宅患者訪問看護・指導料、在宅療養後方支援病院、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算、持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定、BRCA1/2 遺伝子検査（血液を検体とするもの）、検体検査管理加算（Ⅰ）、検体検査管理加算（Ⅱ）、時間内歩行試験、神経学的検査、コンタクトレンズ検査料（Ⅰ）、画像診断管理加算1、CT撮影及びMRI撮影、冠動脈CT撮影加算、抗悪性腫瘍剤処方管理加算、外来化学療法加算1、無菌製剤処理料、心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）、呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）、がん患者リハビリテーション料、人工腎臓、導入期加算1、透析液水質確保加算、下肢末梢動脈疾患指導管理加算（連携医療機関：岐阜市民病院）、緊急整復固定加算及び緊急挿入加算、椎間板内酵素注入療法、脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術、乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検（併用）、乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検（単独）、ペースメーカー移植術及び交換術、大動脈バルーンポンピング法（IABP法）、体外衝撃波腎・尿管結石破碎術、胃瘻造設術、輸血管管理料Ⅱ、人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算、胃瘻造設時嚥下機能評価加算、麻酔管理料Ⅰ、周術期薬剤管理加算、看護職員処遇改善評価料52、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、入院ベースアップ評価料67

（4）明細書の発行状況

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致します。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方につきましても、明細書を無料で発行致します。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

（5）保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

紙おむつ：1枚99円（税込）、板おむつ：1枚33円（税込）、病衣：1着77円（税込）

日本語を理解できない患者に対する通訳料（Interpretation fee）

なお、衛生材料等の治療（看護）行為やそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用徴収は、一切認められていません。

2-2. 選定療養の揭示項目

（1）特別な療養環境

病棟	第1病棟 特別室	第1病棟 個室	第2病棟 特別室	第2病棟 個室	第2病棟個室 (2階)
特別室使用料 (税込)	5,500円	2,200円	11,000円	5,500円	個室A：4,400円 個室B：3,300円

(2) 初診保険外療養費

1回につき、2,200円（税込）

(3) 入院期間が180日を超える入院について

厚生労働大臣が定めるところにより、180日を超えて長期入院されている患者様の入院料の一部が保険給付から除外されることにより、特別の料金として患者様から徴収できるとされています。

区分	1日あたりの料金（税込）
一般病棟	2,785円

2-1. 基本診療料の施設基準が定める揭示事項

(1) 医療情報取得加算

当院では、医療情報取得加算に関する施設基準を届け出するにあたり、次の体制を整えています。

- ・オンライン資格確認を行う体制
- ・当院を受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う体制

(2) 医療DX推進体制整備加算5

当院では、医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋の発行などの医療DXにかかる取り組みを実施しています。

(3) 後発医薬品使用体制加算

当院では、入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

後発医薬品を採用する場合、医薬品情報室において各種医薬品情報（先発医薬品との適応性の相違、安全性、供給体制、品質、経済性等）を収集し、薬事委員会にて採用審議（承認）を行っています。

医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります。その際は患者様にご説明します。

(4) 協力対象施設入所者入院加算

当院は、介護保険施設等の協力医療機関として定められています。介護保険施設等において療養を行っている患者様の病状の急変時に対応いたします。

<協定医療機関として定められている介護保険施設等の名称>

介護老人保健施設 夕霧

特別養護老人ホームやすらぎ苑

2-2. 特掲診療料の施設基準が定める掲示事項

(1) 院内トリアージ実施料

医師等により患者様の来院後速やかに状態を評価し、緊急度区分に応じて診療の優先順位を決定します。場合によっては、あとから受付された患者様を先に診察する場合がありますのでご理解ご協力をお願いします。

(2) 外来腫瘍化学療法診療料1

- ・専任の医師、看護師、または薬剤師が院内に常時1人以上配置され、患者様からの電話等による緊急相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しています。
- ・急変時等の緊急時に当該患者様が入院できる体制の確保を行っています。
- ・実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し承認する委員会を定期的を開催しています。

(3) 一般名処方加算

- ・一般名処方とは

医師がお薬の商品名を指定せず、一般的な名称（有効成分の名称）で処方を行うことを言います。これにより有効成分・効果効能が同一であれば、先発医薬品・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の区別なく自由にお薬を選ぶことができるようになります。また、一般名処方であれば、医薬品の安定的な供給が難しい状況にあっても、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

- ・長期収載品の選定療養について

令和6年10月から後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方をご希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品との差額の一部を特別の料金をお支払いいただきます。なお、先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合は、特別の料金は要りません。

(4) 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む）に掲げる手術に関する施設基準

（手術件数は2024/1/1～2024/12/31の実績です）

区分1に分類される手術		件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
区分2に分類される手術		
ア	靭帯断裂形成手術等	1
イ	水頭症手術等	7
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0

エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	13
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	1
区分3に分類される手術		
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0
区分4に分類される手術の件数		69
その他の区分に分類される手術		
ア	人工関節置換術	7
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	10
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	27

2-3. その他に関する届出

(1) 酸素の購入単価

定置式液化酸素貯槽 0.19 円/L

小型ボンベ 2.34 円/L